

次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町長にその旨を届け出るとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

## 一〇三 略

## 2 略

(対象事業の工事着手等の届出)

**第二十九条** 事業者は、対象事業に係る工事に着手し、及びその工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町長に書面により届け出なければならない。

(事後調査の実施等)

## 第三十条 略

2 事業者は、評価書に記載された事後調査及び前項の規定により求められた事後調査を実施したときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という)を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。

## 3 略

4 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、関係市町長及び佐賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第三項の規定により環境の保全のための措置を求めたときは、同項の書面の写しを関係市町長に送付するものとする。

次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、知事及び方法書、準備書又は評価書の送付を当該事業者から受けた市町村長にその旨を届け出るとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

## 一〇三 略

## 2 略

(対象事業の工事着手等の届出)

**第二十九条** 事業者は、対象事業に係る工事に着手し、及びその工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事及び関係市町長に書面により届け出なければならない。

(事後調査の実施等)

## 第三十条 略

2 事業者は、評価書に記載された事後調査及び前項の規定により求められた事後調査を実施したときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という)を作成し、知事及び関係市町長に送付しなければならない。

## 3 略

4 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、関係市町長及び佐賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第三項の規定により環境の保全のための措置を求めたときは、同項の書面の写しを関係市町長に送付するものとする。

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

## 第三十二条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市

(都市計画法の適用を受ける事業に関する特例)

## 第三十二条 対象事業が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第七項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第五項に規定する都市

市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、第五条から第二十八条までの規定により行なべき環境影響評価その他の手続は、同法第十五条第一項の県又は市町(同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同法第二十二条第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長)又は市町、以下「都市計画決定権者」という。)事後調査を実施したときは、技術指針で定めるところにより、その結果を記載した報告書(以下「事後調査報告書」という。)を作成し、知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

3 略

4 知事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、関係市町長及び佐賀県環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

5 知事は、第三項の規定により環境の保全のための措置を求めたときは、同項の書面の写しを関係市町長に送付するものとする。

(法対象事業等への準用)

## 第四十三条 第二十九条から第三十一条まで及び第四十五条から第四十七条(第一項第四号を除く。)までの規定は、法対象事業について準用する。この場

(法対象事業等への準用)

## 第四十三条 第二十九条から第三十一条まで及び第四十五条から第四十七条(第一項第四号を除く。)までの規定は、法対象事業について準用する。この場

（以下「法事業者」という。）と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、「関係市町長」とあるのは「法第十五条中「事業者」に規定する関係市町長（以下「法関係市町長」という。）と、第三十条第一項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された事後調査の項目以外の」とあるのは「法第二十五条第二項に規定する評価書の補正がなされたときは、当該補正後の評価書。以下「法評価書」という。）に係る」と、「事後調査」とあるのは「法対象事業に係る工事の着手後に当該法対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査（法評価書に記載された事後調査」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された法第十四条第一項第七号ハの措置を除く。以下「法事後調査」という。）と、同条第二項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「評価書に記載された法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「事後調査を」とあるのは「法事後調査を」と、「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、同条第三項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第四項及び第五項中「関係市町長」とあるのは「法第十五条中「事業者」とあるのは「法関係市町長」と、第三十一条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、「関係地域内」とあるのは「法第十五条第一項に規定する関係地域内」と、第四十

合において、第二十九条中「事業者」とあるのは、「法対象事業を実施した者（以下「法事業者」という。）」と、「対象事業」とあるのは、「法対象事業」と、「関係市町村長」とあるのは、「法第十五条に規定する関係市町村長（以下五条に規定する関係市町村長」という。）」と、「法關係市町村長」とあるのは、「法第二十一条に規定する環境影響評価書（法第二十五条第二項に規定する事後調査の項目以外の」とあるのは、「法第二十二条に規定する環境影響評価書（法第二十五条第二項に規定する評価書の補正がなされたときは、当該補正後の評価書。以下「法評価書」という。）に係る」と、「事後調査」とあるのは、「法対象事業に係る工事の着手後に当該法対象事業の実施が環境に及ぼす影響を把握するために行う調査」（法評価書に記載された法第十四条第一項第七号ハの措置を除く。以下「法事後調査」という。）と、同条第二項中「事業者」とあるのは、「法事業者」と、「評価書に記載された法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「事後調査」とあるのは、「法事後調査を」と、「関係市町村長」とあるのは、「法關係市町村長」と、同条第三項中「事業者」とあるのは、「法事業者」と、「関係地域内」と、同条第四項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは、「法關係市町村長」と、「第三十一条中「事業者」とあるのは、「法事業者」と、「関係地城内」とあるのは、「法第十五条に規定する関係

五条中「事業者」とあるのは「法事業者」と、と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第四十六条第一項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象事業に係る工事の着手後に」と、「事業者」とあるのは「法事業者」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、第四十七条第一項中「事業者」とあるのは「事後調査報告書」と、「法事業者」と、同項第二号中「方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書」とあるのは「事後調査報告書」と、「法評価書」と、「対象事業」とあるのは「法評価書」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第五号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する前条第一項」と、同条第三項と、同項第六号中「前条第一項」とあるのは「法事業者」と、同条第四項中において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第四項中「関係市町長」とあるのは「法関係市町長」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

とあるのは「法事業者」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公告又は縦覧」と、第四十六条第一項中「おいて」とあるのは「おいて、法対象事業に係る工事の着手後に」と、「事業者」とあるのは「法事業者」と、同項第二号中「方法書、準備書、評価書又は事後調査報告書」とあるのは「事後調査報告書」と、同項第三号中「評価書」とあるのは「法評価書」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と、同項第五号中「第三十条第三項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十条第三項」と、同項第六号中「前条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する前条第一項」と、同条第二項及び第三項中「事業者」とあるのは「法事業者」と、同条第四項中「関係市町村長」とあるのは「法関係市町村長」と、「対象事業」とあるのは「法対象事業」と読み替えるものとする。

「備書」と、「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは、「法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは、「法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは、「法第四十八条第二項において準用する法第十五条の関係市町長」(以下「法港湾関係市町長」という。)と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第四項及び第五項中「関係市町長」とあるのは「法港湾関係市町長」と、第三十一条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「関係区域内」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条に規定する関係地域内」と、第四十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「公告又は説明会の開催」とあるのは「総覧又は縦覧」と、「公告又は説明会の開催」とあるのは「総覧」と、「公告又は説明会の開催」とあるのは「法対象港湾計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

(県等との連絡)

(県等との連絡)

「備書」と、「事後調査及び前項の規定により求められた事後調査」とあるのは、「法第四十八条第二項において準用する法第十四条第一項第七号ハの措置」と、「関係市町長」とあるのは、「法第四十八条第二項において準用する法第十五条の関係市町村長」(以下「法港湾関係市町村長」という。)と、同条第三項中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、同条第四項及び第五項中「関係市町村長」とあるのは「法港湾関係市町村長」と、第三十一条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「関係区域内」とあるのは「法第四十八条第二項において準用する法第十五条に規定する関係地域内」と、第四十五条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公表又は縦覧」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「公表又は縦覧」と、「公告若しくは縦覧又は説明会の開催」とあるのは「おいて、法対象港湾計画の決定後又は変更後に」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と、「対象事業の実施状況若しくは対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と、「事務所若しくは対象事業の実施区域」とあるのは「事務所」と、「当該対象事業の実施状況若しくは当該対象事業に係る環境影響評価」とあるのは「当該法対象港湾計画に係る港湾環境影響評価」と読み替えるものとする。

|  |  |
|--|--|
| <p>（市町との関係）</p> <p><b>第四条</b> 市町は、その区域の自然的・社会的諸条件に応じ、環境の保全と創造のための施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 この条例の規定は、市町が当該市町の区域の自然的・社会的諸条件に応じ、</p> | <p>（市町村との関係）</p> <p><b>第四条</b> 市町村は、その区域の自然的・社会的諸条件に応じ、環境の保全と創造のための施策を策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 この条例の規定は、市町村が当該市町村の区域の自然的・社会的諸条件に応じ、</p> |
| <p>（勧告及び公表）</p> <p><b>第四十七条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。</p>         | <p>（勧告及び公表）</p> <p><b>第四十七条 略</b></p> <p>2・3 略</p> <p>4 知事は、第二項の規定による公表をしたときは、その内容を関係市町村長及び対象事業に係る許認可等の権限を有する者に通知するものとする。</p>            |

